



事務所通信

vol.
61

2026 August

令和 8 年 8 月

第 61 号

発行：加納税務会計事務所

事務所 HP



Column

こっきしん 克己心

7月下旬に梅雨が明けて以降、連日暑い日が続いておりますが、皆さま、いかがお過ごしでしょうか？

我々の業界は、7月頭の上期源泉所得税の集計業務が終了しますと、かなり落ち着いた状況となります。そこで長期休暇を取ったり、事務所のメンテナンスを行ったり、次の繁忙期に向けて業務のオペレーションの見直しに着手したり、地力アップのため研修に積極的に参加したりと、普段まとまった時間が無いと中々出来ないことを思い切ってやりますね。早速私も7月中旬に家族旅行で福岡に行って参りました。その一方、8月上旬に税理士試験があります。当事務所にもおりますが、税理士をこれから目指す人達にとっては、7月はラストスパートの時期です。遊びたい心をグッと堪えて、自分に鞭を打たなければならない経験は私も通ってきましたので、税理士試験受験生には本当に頑張ってほしいと心から応援しております。税理士となった暁には、自由な夏を満喫できるよと(笑)

さて、楽しく自由な時間を満喫するのも、私は仕事の生産性を上げるための一環であると思っています。ゆえに楽しんでいる間も自分を律する気持ちは働いており、次の仕事に悪影響が出ないように心掛けております。とは言え、社会人になりたての頃は中々抑えが効かないこともあり、お恥ずかしい話、上司から窘められることもしばしばありました。しかしながらビジネスの世界では結果が全てです。自分よりも一歩も二歩も先を行く同僚の姿を見て悔しくなり、自分と何が違うのか考えておりました。そんな時、上司から面談で「人間というのは放っておくと怠けてしまう生き物だ。それ故多くの人は感情や衝動に流されやすく、好きなことや楽しいことを我慢できず、妥協して努

所長加納が思う つれづれなるコトバ

力を後回しにしてしまう。でも仕事出来る人間は、自分の欲望や怠惰に打ち勝つ精神(克己心)を努力で身に付け、今出来ることをコツコツやっているだよ!」と言われ、ハッとなりました。改めて自分の行動を振り返った時、「まあいっか」と楽観的に考え、妥協してやるべきことを後回しにすることがよくあったなど…

その後税理士を目指すことになりましたが、受験勉強は孤独で自分との闘いです。それだけに「自分を律する」ことが合格への近道と信じ、色々取り組んで参りました。まず税理士試験合格というのはとてつもなく大きい目標でしたが、それだと気持ちが萎えてしまうと思いましたので、まずは今やるべきことをピックアップし、確実にクリアする様にして参りました。その一方で試験合格を100としたら現状何%の位置にいるのか常に意識しておりました。ただ本来この時期であれば60%は到達していないといけなところ、50%、いやそれ以下しか到達していなかったりすると現実逃避したくなりましたね…でもこれを受け入れて対策をしないとどうにもなりません。そんな時は意を決して現実を受け入れつつも、ストレス解消に努めて平常心を保てるようにして参りました。そんなことを重ねて税理士となったのですが、先の取組みは今でも意識しています。端的に表すと「やるべきことリストを作る」「小さな目標を毎週設定し、達成を積み重ねる」「自分を客観視する習慣をつける」「思い通りにならないことも受け入れる」「ストレス解消の方法を身につける」といったところでしょうか。

税理士試験に合格するか否か、税理士として活躍できるか否か、それは「克己心」の差だよ…これからも税理士を目指す人達に伝えていきたいですね。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 12月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**8月末**までに中間納税をしなければなりません。

2 個人事業主で前期一定金額以上の納税があった場合、**8月末**までに消費税の中間納税をしなければなりません。

3 事業者のうち1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**8月末**までに償却資産税の第2期分の納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署（消費税のみ）、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思いますので、**8/31（月）**までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

① 8月の業務について

今年も昨年同様、日時を指定して夏季休暇を設けず、カレンダー通りで業務を行います。但しスタッフが交代で夏季休暇を取りますので、事務所にスタッフが不在の時もあるなどご不便をお掛けすることもございますが、ご理解の程宜しくお願い致します。

:(オマケ) ライブのご案内:

所長の加納が参加しているオリジナルバンド「MIDSOMMAR TRIBE」が、8/29（土）18:30より大久保Hot Shotで主催ライブ「盛夏祭Vol.3～深夏の満月～」を開催します！ぜひご来場ください。

ライブの観覧をご希望の方は、
フォームよりお申込み下さい。
前売価格でご提供させていただきます。

予約はこちら

<https://forms.gle/wfYeXjA57WdcHMo66>



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>





通勤手当・食事補助の非課税限度額が大幅拡充

令和8年3月31日に成立した税制改正法では、「物価高への対応」が最優先課題とされました。本コラムでは、企業の実務に直結する「マイカー通勤手当」および「食事補助」の所得税法上の非課税限度額の拡充について、ポイントを絞って解説します。

1. マイカー通勤手当の非課税限度額の引上げ

【改正の概要】

所得税法上、通勤手当は一定の限度額まで非課税とされていますが、マイカーや自転車などは今回の改正で、長距離通勤者へのさらなる配慮と実態に即した労働環境の整備を目的として、段階的な見直しおよび新制度の創設が行われました。

【改正の具体的内容】

①「片道65km以上」の距離区分の新設

片道の通勤距離に応じた区分が見直され、「片道65km以上」という長距離区分が新設されました。これにより、遠方から通勤する従業員の税負担が大幅に軽減されます。

②「駐車場代」の非課税限度額の新設（画期的な新制度）

駐車場代に対する非課税枠は従来認められていませんでしたが、今回の改正により、以下の「一定の要件」を満たす場合に限り、1カ月当たり上限5,000円までの駐車場代を非課税枠に加算できる制度が創設されました。

＜駐車場代非課税化の適用要件＞

場所の要件：勤務場所の周辺、または通勤のために利用する公共交通機関の駅・停留所などの周辺にある駐車場であること。

距離の要件：通勤距離が片道2km以上であること（※片道2km未満の近距離通勤者は対象外）。

2. 食事代の非課税限度額の引上げ

【改正の概要】

事業者が従業員に提供する「食事代（食事補助）」の非課税基準が劇的に緩和されました。この制度は昭和50年に創設され、昭和59年に月額3,500円に引き上げられて以来の改正となります。

【改正の具体的内容】

① 食事の現物支給（お弁当の支給や食堂での食事補助など）

事業者が従業員に食事を現物支給（またはチケット等で補助）する際、所得税が非課税とされる事業者側の負担額の上限が、現行の2倍超に拡充されます。

・現行：月額 3,500円（税抜）⇒改正後：月額 7,500円（税抜）

② 深夜勤務に伴う夜食代（金銭支給の特例）

深夜勤務者に対して「社内に調理施設がない」などの理由で現物支給が著しく困難な場合に限り、例外的に金銭支給での非課税が認められていますが、こちらの支給額の上限が現行の2倍超に拡充されます。

・現行：1回当たり 300円（税抜）⇒改正後：1食当たり 650円（税抜）

■実務上の留意事項（福利厚生費の2要件）

今回の改正で上限額は「7,500円」へと引き上げられましたが、食費補助を「福利厚生費（非課税）」として処理するための大前提である以下の2つの要件の必ず両方を満たすように管理してください。

従業員の自己負担要件：役員または従業員が、食事代の半分（50%）以上を負担していること。

事業者側の負担額要件：事業者の負担額が月額7,500円（税抜）以下であること。

【留意点】

事業者の月間負担額が7,500円を「超えてしまった」場合、超えた部分だけが課税されるのではなく、事業者が負担した「全額」が給与所得として課税対象になります。1円でも超過すると従業員に所得税の負担が発生するため、人事・労務担当者による毎月の上限額管理・チェックが極めて重要となります。

【要件を満たさない具体例】

1か月当たりの食事の価額が13,000円で、従業員の負担額が5,500円の場合、本人負担が半分（6,500円）に届いていないため要件を満たしません。したがって、食事の価額13,000円と本人負担額5,500円との差額7,500円が従業員の給与として課税されます。

ご不明点は当事務所までご相談下さい。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 中小企業庁より、人手不足解消に効果のある省力化投資を後押しするための「中小企業省力化投資補助金」の案内がありました

【省力化投資補助金カタログ注文型】

中小企業等が対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。公募は随時受付中です。

案内チラシ（カタログ型）

https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/shoryokuka_leaflet_-catalog.pdf

ホームページ（カタログ型）

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>



案内チラシ（カタログ型）



ホームページ（カタログ型）

【省力化投資補助金（一般型）】

中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築など、オーダーメイド性のある省力化投資を対象とした支援も実施しています。応募申請の受け付けを7月1日（水）10:00に開始しました。

案内チラシ（一般型）

https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/shoryokuka_leaflet_ippan.pdf

ホームページ（一般型）

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>



案内チラシ（一般型）



ホームページ（一般型）

② 物価高騰の影響を受ける中小企業の持続可能な経営体質づくりを支援する「中小企業収益力強化サポート事業」の申請受付が開始されました （募集期間、令和8年8月31日（月）まで）

「直近の決算期において、営業利益が前期と比較して減少」又は「直近の決算期において、損失を計上」している都内中小企業等を対象に、収益力を向上させる計画策定や実行に向けた伴走支援、計画実行に必要な経費の一部助成を行い、中小企業の安定的な事業継続を支援します。

事業の詳細、申込はこちら→<https://tokyo-shuekiryoku-kyoka.jp/>



③ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

<https://msg.tokyo-cci.or.jp/mail/u/l?p=v4xS4Ha6P4lT4SBAY>

